

# 足利大学工学部 同窓会 会員の個人情報の保護に関する規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、個人情報保護の重要性にかんがみ、足利大学工学部 同窓会（以下「本会」という）が保有する個人情報の取り扱いに関し必要な事項を定め、個人の権利利益およびプライバシーの侵害の防止を図り、基本的人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 個人情報とは、本会の会員等の現在・過去を問わず、収集した情報（氏名・会員番号・卒業年・学科・分野・住所、電話番号・または本人の携帯電話番号・勤務先・電話番号を主としている）で、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。

## (責務)

第 3 条 本会は、個人の権利、利益およびプライバシーの保護に努め、侵害することがないように必要な処置を講じなければならない。

本会の役員・理事・監事・評議委員・事務担当者等は、在任中はもとより退任後も知りえた個人情報のみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。

## (個人情報管理者)

第 4 条 本会は、この規程の目的を達成するため、会長・副会長・理事長・事務局長・事務担当者が、個人情報管理者となり、個人情報の収集、利用、提供および管理、ならびに本人からの開示・訂正の請求に関し適正な処理をする責任を有するものとする。

## (個人情報収集の制限)

第 5 条 個人情報の収集は、本会の活動に必要な範囲内とし、収集の目的を明確に定め、その目的達成に必要な限度内で行うものとする。

ただし、思想、信条、信仰に関するもので、収集することが本人の基本的人権を侵害する恐れがある場合は収集しないものとする。

個人情報の収集は、基本的に本人から適正かつ公正な方法によって収集するが、法令に基づくときや、本人の事前の同意があるとき等は本人の以外から収集することができるものとする。

## (個人情報の利用および提供の制限)

第 6 条 収集した情報は、利用目的の範囲を超えた利用や、本会関係者以外に提供してはならないものとする。

ただし、法令に基づくときや、本人の事前の同意があるとき等はこの限りではないものとする。

2. 提供を受けようとする者にあつては、事前にその使用目的を書面等で明確に示し、この規定の範囲内において使用されることが確認できた場合のみ提供するものとする。

ただし、開示する場合においては、別に定める「開示に関する覚書」に基づいて執り行うものとする。

## (委託に伴う取り扱い)

第 7 条 個人情報の取り扱いを含む業務を外部に委託する場合は、当該契約において個人情報の適正な取り扱いについて受託者が講ずべき処置を明確にし、本規程第 3 条に準じた責務を負うものとする。

## (個人情報の適正管理)

第 8 条 個人情報管理者は、個人情報の漏洩、改ざん、消失を防ぐために記録文書等の安全管理に努め、必要な処置を講じなければならないものとする。

## (自己情報の開示請求および開示・不開示)

第 9 条 会員本人が、当会の保有する記録文書について、個人情報の開示を請求するときは、書面を持っ

て請求することができるものとする。

2. 記録されている文書は写しを交付するものとし、電子化されているものにあつては、紙に出力した写しを交付するものとする。
3. 交付に当たっては有料とすることができるものとする。
4. 請求があつたものにあつても、本会の活動上支障があると判断した場合は、文書でその理由を請求者に示し、交付しないことができるものとする。

(個人情報の訂正・削除)

第10条 当会が記録文書で保有している自己の個人情報に誤りが認められたり、取り扱いがこの規程に反していると判断した場合は、管理者に対し訂正または削除を書面で請求することができるものとする。

(不服の申し立て)

第11条 不開示が決定した場合や、正当な理由なく公開されない場合は、定期総会開催2ヶ月前までに書面で本人が不服の申し立てをすることができるものとする。

不服の申し立てがあつた場合、理事会は事前に請求事項を審議し、評議委員会の議を経て、総会に議題として提出し、審議処理するものとする。

(規定の改廃)

第12条 この規程の改廃は総会において行うものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、「学校法人足利大学」で定めている個人情報保護の規程に準じ運用するものとする。

附 則

1. この規程は平成17年 5月15日開催の第30回定期総会で承認・施行する。
2. この規程は平成28年 5月15日開催の第41回定期総会一部改正施行する。
3. この規程は平成30年 5月19日開催の第43回定期総会一部改正施行する。
4. この規程は令和 2年 5月16日開催の第45回定期総会一部改正施行する。
5. この規程は令和 2年 7月17日開催の第225回理事会において4. で指摘された語尾の部分を統一するため一部追加改正施行する。

## 足利大学工学部 同窓会が収集し登録・使用する 会員の個人情報等取り扱いについて

1. 準会員が正会員になるとき（卒業時）基本的なデータとして足利大学工学部在学中の氏名・住所・電話番号・就職先・同電話番号を大学より提供を受け、当会の規程に従った会員番号を付し、基本的な会員原簿を作成する。  
会員原簿に登録される会員の情報は、会員番号、氏名（旧姓）／卒業年／卒業学科・分野／自宅住所／自宅電話番号／進路先／進路先電話番号とする。
2. 卒業時に大学より提供された基本データを基に作成された会員原簿は、その後届け出された事項を優先し訂正登録する。
3. 届け出がなされなければ、初期データをそのまま使用する。
4. 会員原簿データの変更は会報「わたらせ」で知らせてある書式に従い、指定された場所に郵送またはFAX、Eメールで届けられたものを原則として変更する。  
届出については、ハガキ、またはFAX、Eメール（QRコード使用、またはEメールアドレス）で以下の所へお送りください。

郵送の場合 ; 〒326-8558 足利市大前町 268  
宛 先 ; 足利大学工学部 同窓会 名簿係り  
TEL・FAX ; 0284-62-4668  
※ 電話での住所変更届等は、お受けしていません。

QRコード ; 右記QRコードホームを利用して、  
スマートホン等でお送り下さい。  
Eメール ; dousou@ashitech.ac.jp  
Eメールでの届出が望ましい。  
(会報等でもお知らせしております)



5. 集積されているデータを基に、郵便物等により発送をした時に転居先不明等の理由で返送されたものは、その時点で住所等のデータを削除し、住所不明の会員として扱う。
6. 住所不明会員の調査は、会報発行時（不定期）に氏名を公表し、本人または家族、友人・知人などから届出があったものについても登録を変更する。
7. 会員本人から書面で理由を示し、住所等の登録抹消の要求があった場合、同様に書面で復活要求があるまでの間、抹消を復活しないものとする。  
ただし、抹消期間中は、会員としてのすべての権利を行使できないものとし、復活後にあってもその時点からさかのぼっての要求はできないものとする。
8. 本人確認のための手段として、会員番号、当会が送付した郵便物等に使用している宛名等の印刷部分、ならびに卒業学科・卒業年度等を提示していただくことを原則とする。
9. 書面などにより届けられたもので、文字を含む記入事項などに明らかな違いがあるもの、通常の状態では判読出来ない様なものにあっては、原則として変更しないものとする。
10. 収集した個人情報については、委託先等を含め機密保持に万全を期すものとする。
11. 「この取り扱い」については平成17年5月15日開催の第30回定期総会で、取り扱い規定とともに施行する。
  2. 「この取り扱い」については平成27年7月13日開催の第200回理事会で、一部改正する。
  3. 「この取り扱い」については平成28年5月15日開催の第41回定期総会で、名称の変更が承認されたことにより一部改正する。
  4. 「この取り扱い」については平成30年5月19日開催の第43回定期総会で、名称の変更が承認されたことにより一部改正する。
  5. 「この取り扱い」については令和1年10月21日開催の第221回理事会にて変更届で先の変更等改正する
  6. 「この取り扱い」については令和2年3月14日開催の第222回理事会でQRコードの使用が追加改正された。